

公示番号：161030

国名：コロンビア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：一村一品（OVOP）コロンビア推進プロジェクト（社会的包摂／コミュニティ開発（4））

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：社会的包摂／コミュニティ開発（4）
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年2月中旬から2018年4月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 2.20M/M、現地 6.50M/M、合計 8.70M/M
- (3) 業務日数：
  - ・ 第1次国内業務期間 5日、第1次現地業務期間 30日
  - ・ 第2次国内業務期間 4日、第2次現地業務期間 45日
  - ・ 第3次国内業務期間 22日、第3次現地業務期間 45日
  - ・ 第4次国内業務期間 4日、第4次現地業務期間 45日
  - ・ 第5次国内業務期間 4日、第5次現地業務期間 30日
  - ・ 帰国後整理期間 5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月25日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送  
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)  
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年2月7日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ①業務実施の基本方針 20点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ①類似業務の経験 36点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 16点
  - ③語学力 16点
  - ④その他学位、資格等 8点
- (計 100点)

類似業務	社会的包摂又はコミュニティ開発支援に係る各種業務
対象国／類似地域	コロンビア／全途上国
語学の種類	西語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

コロンビアでは国内紛争が長年にわたり続いてきたが、近年になってようやく紛争は終結しつつあり、政治・社会も復興・安定に向かっている。その一方で紛争の結果生じた社会的・経済的格差への対応が課題であり、それぞれの地域の多様性を認めた上で地域に焦点を当てた開発政策を実現し、民主的な繁栄と持続的な社会経済の発展につなげていくことが望まれている。

このような状況の中、コロンビア政府は、地域の社会的安定と復興に向け、国内紛争の影響で住居移転を余儀なくされた住民や社会的弱者を含む地域住民相互の信頼関係構築・回復と、地域の価値を認識し、協働・団結を通じた地域共同体の強化を目指す取り組みとして、一村一品運動（One Village One Product: 以下、「OVOP」）を推進している。

OVOPは、2009年に副大統領主催でOVOPセミナーを開催したことから始まり、2009年6月には、国家企画庁(Departamento Nacional de Planeación: 以下、「DNP」)のリーダーシップの下、OVOP中央委員会が結成され、OVOPの推進メカニズムの構築を図るまでに至っている。これらの活動を通じ、コロンビア政府はOVOPの意義を認め、これを国家レベルで推進していくこととして国家開発計画（2010年-2014年）の中に位置づけている。さらに同政府は、新たに策定された国家開発戦略（2015年-2018年）においても更なる地域開発の促進を目指しており、引き続きOVOPを地域開発促進のための方策として盛り込み、国内の他地域に普及可能な包摂的な地域開発モデルを形成することとしている。

JICAはこれまでに短期専門家2名（一村一品運動推進、地域振興）の派遣と、国別研修（一村一品運動推進：45名参加済）の実施を通じてコロンビア側の取り組みを支援してきた。これら支援を通じて、国家職業訓練庁の全国TV会議システムを活用したOVOP概念の普及やコンセプトペーパーの策定、OVOP中央委員会によるOVOPイニ

シアチブ（以下、「イニシアチブ」）（※1）評価指標の設定、国内の全32県のうち29県から提出された213件のイニシアチブ申請書の評価とそれを踏まえた12イニシアチブの選定、そして、OVOP全国大会等が実施されてきた。

このような背景の下、2014年3月より開始した「一村一品（OVOP）コロンビア推進プロジェクト」（以下、本プロジェクト）では、DNPを中心に9つの機関（※2）をカウンターパート（以下、「C/P」）機関として、コロンビアが取り組んでいるOVOPのメカニズムを開発・強化して、OVOPの主体である地域の参加者と運動を支援・促進する行政の能力強化、及び広く人々が裨益する地域開発のモデルの確立を支援することを目的として活動を展開してきた。本プロジェクトによって対象地域のコミュニティの一体性と経済的自立が強化され地域の安定と発展に寄与することが期待されている。

現在、本プロジェクトでは、OVOP中央委員会におけるOVOP推進モデルの提案と推進戦略案の策定支援に加えて、これまでに策定したOVOP市委員会及び各イニシアチブにおけるアクションプラン及びビジネスプランの実施を主に支援している。支援の展開にあたっては、各イニシアチブで選定された商品・サービスの「商品力の強化」と、広く地域住民が裨益する「住民参加と社会的包摂」がバランスよく実現するよう留意している。「住民参加と社会的包摂」の観点においては、プロジェクト目標である「人々に広く裨益する地域開発モデル」の構築、及び上位目標である「平和に向けた地域の再生を目指し」た「コミュニティの一体性と経済的自立」の強化を常に意識し、コミュニティ内の住民の自発的参加の拡大により、社会的包摂が促進されるよう支援を行っている。また、OVOP運動は、紛争により疲弊した地域における経済再活性化の可能性をもたらすと同時に、帰還した国内避難民、投降兵士等を含む、様々な立場、状況にあるコミュニティの住民の融和を図り、連帯を強化する可能性を有している。今後、これらの経験から成果や課題を抽出し、コロンビアでの地域開発の現状を考慮した上で、OVOPを活用した開発プロセスや手法を整理し、モデル化していくことを予定している。

プロジェクトでは、過去に社会的包摂/コミュニティ開発の専門家を3回派遣している（(1)2014年3月～5月、(2)2015年2月～10月、(3)2016年2月～12月）。これらの派遣の結果、社会的弱者に関するベースライン調査、OVOP運動の基盤構築のためのリーダー育成研修、社会的弱者による活動参加の状況確認と促進、連帯組織ソリダリアスを通じてのイニシアチブ支援の試み、コミュニティへのとの協働のためのファシリテータの心得箇条のドラフト作成などが実施された。今後プロジェクトの後半においては、社会的包摂/コミュニティ開発の視点からの中央省庁、県庁、市役所のイニシアチブへの支援能力の強化、そのために必要な事項のとりまとめが必要とされている。

（※1）イニシアチブとは、地域に固有の独創的な商品・サービス・アイデアを通じて地域開発を推進している地域の組織・組合であって、OVOP中央委員会が認めたものをいう。

（※2）本プロジェクトのC/P機関は以下のとおり。

DNP、農業農村開発省、商工業観光省、文化省、社会繁栄庁（以下、「DPS」）、国家職業訓練庁、コロンビア民芸品公社、連帯組織ソリダリアス（以下、「ソリダリアス」）、国際協力庁

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、「社会的包摂／コミュニティ開発」の専門家として、プロジェクト専門家チーム（10.（1）②を参照）と協力しながら、当該分野に関係する C/P 機関（主に DNP とソリダリアス、以下、「メイン C/P 機関」）がイニシアチブに対しての支援を自立的に計画・実施できるように支援する。尚、本業務従事者は、プロジェクトが目指す2つの方向性、「商品力の強化」と「住民参加／社会的包摂」のうち、後者について専門的知見からコミュニティの多様な関係者の参加促進に向けた支援を行うが、業務内容はそれのみにとどまらず、「コミュニティ開発」の専門家として各イニシアチブにおいて、市レベル OVOP 委員会の拡大、県レベル OVOP 委員会の強化を支援する。

具体的な業務内容は以下のとおり。

### （1）第1次国内業務期間（2017年2月中旬）

- ① 本プロジェクトにおける「社会的包摂／コミュニティ開発」分野の既存関連資料の収集・整理・分析を行い、現地での円滑な業務遂行に向けた準備を行う。
- ② 専門家チームの活動を把握し、最新情報を確認する。
- ③ 上記①、②の情報収集・分析結果をもとに、協力期間全体を通じた業務工程・業務方針等について記述したワークプラン（和文及び西文）を作成し、JICA 農村開発部に説明し、提出する。

### （2）第1次現地業務期間（2017年3月上旬～3月下旬）

- ① 現地業務開始時にプロジェクト関係者（JICA コロンビア支所、C/P 機関、専門家チーム）へワークプランを提出し、現地業務期間中の業務工程・業務方針について確認する。
- ② 社会的包摂／コミュニティ開発に係るこれまでの活動をレビューし、メイン C/P 機関と調整し、「住民参加と社会的包摂」を促進するため、市や県レベルの OVOP 委員会及びイニシアチブのアクションプランやビジネスプランの実施、モニタリング、および必要に応じてその見直し・修正を支援する。
- ③ モデル県（キンディオ県）において、現在選定されている12イニシアチブ以外の他地域におけるイニシアチブ（以下、新規イニシアチブ）への OVOP 運動の普及の取り組みを「住民参加／社会的包摂」の視点から支援する。
- ④ 上記②、③を基に好事例・失敗事例を含めた教訓を整理し、紛争被害者を含む社会的弱者の参加促進やコミュニティの融和促進のための具体的方策、配慮すべき事項として、新規のイニシアチブでも活用できるよう体系化し、マニュアルやガイドラインとしてまとめる。これまでの活動で既に作成してあるものについては、レビューを行い、必要に応じて修正や詳細化を行う。さらにプロジェクトにおいて取りまとめる OVOP 推進戦略やガイドラインへ本マニュアル又はガイドライン内容を横断的視点として盛り込む。
- ⑤ イニシアチブにおける「住民参加／社会的包摂」を促進する具体的な活動として、以下のようなテーマでのメイン C/P 及び関係者の能力強化のための支援を行う。能力強化のために適宜ワークショップ、国内研修等の手法を適用することとする。

（ア）メイン C/P 機関の各イニシアチブ担当者に対する、コミュニティにおけるファシリテーション能力向上支援

- (イ)ローカルレベル（県・市）の「住民参加／社会的包摂」及びOVOPの拡大を目指した支援（参加計画策定ワークショップ、OVOP推進セミナー、リーダー育成、交流など）
- ⑥ 2017年3月上旬にキンディオ県で行われる各イニシアチブの好事例を共有するためのセミナーの開催に向け、メインC/Pを含めた関係者と調整を行うとともに、「社会的包摂／コミュニティ開発」の観点からの発表内容を検討し、発表支援を行う。
  - ⑦ 専門家チームとメインC/Pとともに2017年6月下旬実施予定の第4回国別本邦研修に向けての調整及び「社会的包摂／コミュニティ開発」の視点からの計画策定支援を行う。
  - ⑧ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（案）（西文）を作成し、ソリダリアス及びJICAコロンビア支所に提出し、現地業務結果の報告を行う。
- (3) 第2次国内業務期間（2017年4月上旬）
- ① 現地業務結果報告書（和文及び西文）を作成・提出し、進捗状況についてJICA農村開発部へ報告する。
  - ② 本邦研修の実施に関し、JICA農村開発部ならびに研修実施機関と調整を行う。
  - ③ 上記①を踏まえ、次期現地業務期間以降の業務工程・業務方針等について記述したワークプラン（和文及び西文）を作成し、JICA農村開発部へ提出する。
- (4) 第2次現地業務期間（2017年4月下旬～6月上旬）
- ① 上記（2）①～⑤、⑦の業務を継続して実施する。
  - ② 専門家チームとともに6月下旬に実施予定の第4回国別本邦研修にかかる調整を行う。
  - ③ 当該分野の活動を整理し、事業進捗報告書（和文及び西文）の取りまとめに協力する。
  - ④ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（案）（西文）を作成し、ソリダリアス及びJICAコロンビア支所に提出し、現地業務結果の報告を行う。
- (5) 第3次国内業務期間（2017年6月上旬～7月上旬）
- ① 現地業務結果報告書（和文及び西文）を作成・提出し、進捗状況についてJICA農村開発部へ報告する。
  - ② 第4回国別本邦研修の受託機関と研修員受け入れに向けた調整を行う。
  - ③ 研修員のレポート発表会、コミュニティ開発に関する視察へ参加し、研修を受け入れる国内の地方関係者と意見交換を行い、コロンビアのコミュニティ開発についての日本の事例活用を研修員と共に検討する。必要に応じ、コロンビアOVOPプロジェクトにおける社会的包摂／コミュニティ開発の観点に関する講義を行う。
  - ④ 研修員の成果発表会へ参加し、研修の成果を把握するとともに、研修員の今後の活動計画へのコメントを行う。
  - ⑤ 上記研修の結果得られた教訓やプロジェクトへの提言等をまとめ、JICA農村開発部へ報告する。同内容については第3次現地業務結果報告書へ含める。
  - ⑥ 2017年8月上旬頃の実施を予定している終了時評価に関し、JICA農村開発部と調整を行い、専門家チームと共にこれまでの実績のとりまとめを行う。

- ⑦ 次期現地業務期間以降の業務工程・業務方針等について記述したワークプラン（和文及び西文）を作成し、JICA 農村開発部に説明し、提出する。

（6）第3次現地業務期間（2017年7月下旬～9月上旬）

- ① 上記（2）①～⑤の業務を継続して実施する。
- ② 実施を予定している終了時評価に関し、必要なデータを提出し、協議への参加を行う。
- ③ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（案）（西文）を作成し、C/P 機関及び JICA コロンビア支所に提出し、現地業務結果の報告を行う。

（7）第4次国内業務期間（2017年9月下旬）

- ① 現地業務結果報告書（和文及び西文）を作成・提出し、進捗状況について JICA 農村開発部へ報告する。
- ② 上記①を踏まえ、次期現地業務期間以降の業務工程・業務方針等について記述したワークプラン（和文及び西文）を作成し、JICA 農村開発部へ提出する。

（8）第4次現地業務期間（2017年11月上旬～12月中旬）

- ① 上記（2）①～⑤の業務を継続して実施する。
- ② イニシアチブの経験を共有する最終セミナー（国際セミナー）の内容について、プロジェクトチームと検討を行う。社会的包摂／コミュニティ開発分野の発表内容も検討し、実施する。
- ③ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（案）（西文）を作成し、C/P 機関及び JICA コロンビア支所に提出し、現地業務結果の報告を行う。

（9）第4次国内業務期間（2017年12月下旬）

- ① 現地業務結果報告書（和文及び西文）を作成・提出し、進捗状況について JICA 農村開発部へ報告する。
- ② 上記①を踏まえ、次期現地業務期間以降の業務工程・業務方針等について記述したワークプラン（和文及び西文）を作成し、JICA 農村開発部へ提出する。

（10）第5次現地業務期間（2018年2月上旬～下旬）

- ① 上記（2）①～⑤の業務を継続して実施する。
- ② プロジェクトで実施した社会的包摂／コミュニティ開発分野の活動の成果（中間評価で合意された指標を含む）を取りまとめる。
- ③ プロジェクトの事業完了報告書の担当分野を作成する。
- ④ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（案）（西文）を作成し、C/P 機関及び JICA コロンビア支所に提出し、現地業務結果の報告を行う。

（11）帰国後整理期間（2018年3月上旬～4月上旬）

- 契約期間全体を通じての成果、提言等を含む専門家業務完了報告書（和文）を作成・提出し、JICA 農村開発部及び JICA コロンビア支所に報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

### (1) ワークプラン（全体及び各現地業務時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

- ・和文 2 部（JICA 農村開発部、JICA コロンビア支所）
- ・西文 3 部（ソリダリアス、JICA 農村開発部、JICA コロンビア支所）

### (2) 現地業務結果報告書（第 1 次～第 5 次、各現地業務終了時）

各現地業務期間終了時。和文及び西文。提出部数は以下のとおり。

- ・和文 2 部（JICA 農村開発部、JICA コロンビア支所）
- ・西文 3 部（ソリダリアス、JICA 農村開発部、JICA コロンビア支所）

記載項目は以下のとおり PDM、PO に沿って社会的包摂／コミュニティ開発の観点から各成果・活動の進捗状況・課題について記載すること。

#### ①業務の具体的内容

#### ②業務の達成状況・成果

#### ③今後の活動に向けた課題、対応方針、コロンビア側関係者に対する提言

ただし、第 5 次現地業務結果報告書（和文）は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第 5 次現地業務結果報告書（西文）には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

・OVOP コロンビアについて、社会的包摂/コミュニティ開発の視点からの残された課題と今後の活動に向けた提言

・イニシアチブからの好事例・失敗事例を基にした、紛争被害者を含む社会的弱者の参加促進やコミュニティの融和促進のための具体的方策、配慮すべき事項をまとめたマニュアル又はガイドライン（※本内容はプロジェクトにおいて取りまとめる OVOP 推進戦略やガイドラインへも横断的視点として盛り込むこと）。

### (3) 専門家業務完了報告書

- ・和文 2 部（JICA 農村開発部、JICA コロンビア支所）

記載項目は以下のとおり（PDM、PO に沿って社会的包摂／コミュニティ開発の観点から各成果・活動の進捗状況・課題について記載すること）。

#### ①業務の具体的内容

#### ②業務の達成状況・成果

#### ③業務実施上遭遇した課題とその対処

④OVOP コロンビアについて、社会的包摂/コミュニティ開発の視点からの残された課題と今後の活動に向けた提言

⑤イニシアチブからの好事例・失敗事例を基にした、紛争被害者を含む社会的弱者の参加促進やコミュニティの融和促進のための具体的方策、配慮すべき事項をまとめたマニュアル又はガイドライン（※本内容はプロジェクトにおいて取りまとめる OVOP 推進戦略やガイドラインへも横断的視点として盛り込むこと）。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

現地業務期間中／国内業務期間中の業務従事月報（和文）を作成し、JICA 農村開発部へ提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

### （1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ヒューストン⇒ボゴタ⇒ヒューストン⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

### （1）業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地業務期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・チーフアドバイザー業務／地域開発専門家（短期）
- ・マーケティング（短期）
- ・業務調整／研修プログラム策定（長期）

また、プロジェクト活動を支援するローカルスタッフとして、地域開発コーディネーター（1名）、社会的包摂／コミュニティ開発分野コーディネーター（1名）、マーケティング分野コーディネーター（1名）、モデル県となっているキンディオ県コーディネーター（1名）、業務調整補佐（1名）を配置しています。

#### ③ イニシアチブ対象地域について

本プロジェクトの対象12イニシアチブのうち、現状JICAの安全措置により日本人専門家が活動できるイニシアチブは以下の1～8、及び12番のサイトとなっています。その他のサイトにおける活動についてはC/Pが直接支援を行うとともに、各イニシアチブの関係者を日本人専門家が主席するセミナー、会議などに招聘し活動を展開しています。

番号	イニシアチブ名	商品・サービス	県	市町村名
1	Susa スサ	クリーン・プロダクト	クンディナマルカ	スサ
2	Paipa/Sotaquira バイパ/ソタキラ	バイパのチーズ	ボジャカ	バイパ/ソタキラ
3	Filandia フィランディア	キンディオの道フェスティバル	キンディオ	フィランディア及び県内他市
4	San Vicente サンビセンテ	フィケの手工芸品	アンティオキア	サンビセンテ
5	Villavieja ビジャビエハ	天体観光	ウイラ	ビジャビエハ
6	La Chamba ラ・チャンバ	ラ・チャンバの黒色伝統陶器	トリマ	グアモ
7	Mompox モンボックス	モンボックス観光/フィリグラナ銀アクセサリー	ポリバル	モンボックス



8	Tuchín トウチン	トウチンのカーニャ・フレチャ帽子/ 民芸品	コルドバ	トウチン
9	Tierradentro ティエラデントロ	ティエラデントロ民族観光(*)	カウカ	インサ/パエス
10	Nudo de los Pastos ヌード・デ・ ロス・パストス	太陽の祭りインティ・ライミ(*)	ナリーニョ	ヌード・デ・ロス・ パストス
11	Sibundoy シブンドイ	シブンドイ谷の農業・環境観光(*)	プトゥマヨ	シブンドイ
12	Socorro ソコロ	粉末赤砂糖	サンタンデル	ソコロ

(\*)9～11 の 3 イニシアチブは JICA 関係者立入不可地域

#### ④ 便宜供与内容

##### ア) 空港送迎

第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

##### イ) 宿舎手配

第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

##### ウ) 車両借上げ

国内移動のための航空運賃及び車両の提供（各イニシアチブ訪問のための市外地域への移動を含む）は、プロジェクト側で負担する。

##### エ) 通訳備上

なし

##### オ) 現地日程のアレンジ

第 1 次現地業務期間開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

##### カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

#### (2) 参考資料

##### ① 案件の概要は、ウェブサイト上で公開されています。

<http://www.jica.go.jp/oda/project/1200109/index.html>

<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/11964ab4b26187f649256bf300087d03/2a00e148389ca32049257bf30079dfe3?OpenDocument>

##### ② 本業務に関する以下の資料は Web サイトより入手可能です。

・コロンビア共和国 一村一品（OVOP）コロンビア推進プロジェクト詳細計画策定調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12146734.pdf>

・コロンビア国 国内避難民支援のための地方行政能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/423/423/423\\_705\\_11987641.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/423/423/423_705_11987641.html)

・紛争影響国における雇用と生活向上に係る情報収集・確認調査 最終報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12083598.pdf>

##### ③ 配布資料

本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（rdga1@jica.go.jp 配布担当：廣瀬）にて配布します。

・プロジェクト事業進捗報告書

・専門家業務完了報告書/現地業務結果報告書（チーフアドバイザー業務/地域開発、社会的包摂/コミュニティ開発(1)(2)(3)、マーケティング)

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、在コロンビア日本大使館及び JICA コロンビア支所において十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 90日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上